

# こども誰でも通園制度 のしおり

## ●こども誰でも通園制度とは？

保護者の就労等の有無に関係なく、月ごとに一定時間の範囲内で保育所等を定期的に利用できる制度です。同年代のお子さんとのふれあいや集団の中で過ごすことで、お子さんの健やかな成長を促します。

## ◆利用対象 足立区内に在住の保育所等に通っていない0歳6か月から2歳児

- ① 満3歳到達後の最初の3月31日まで利用可能です。
- ② 足立区に利用登録申請を行い、認定をされる必要があります。利用前までに必ず認定を受けてください。
- ③ 認可保育所、認定こども園、小規模保育、保育ママ、企業主導型保育施設等に通り始めた場合、こども誰でも通園制度を利用できなくなります。利用できなくなった場合の手続きについてはP7をご参照ください。

【参考】令和8年度年齢表

年齢	生年月日
0歳児	2025年（令和7年）4月2日以降に出生し、半年に達する日～
1歳児	2024年（令和6年）4月2日～2025年（令和7年）4月1日
2歳児	2023年（令和5年）4月2日～2024年（令和6年）4月1日

## ◆実施施設 保育所、小規模保育、保育ママ、幼稚園等

実施施設は、区ホームページまたは総合支援システム内に掲示しています。

## ◆利用時間 児童1人あたり月10時間まで

- ① 利用の単位は30分とし、1回の利用は1時間以上とします。
- ② 使わなかった分を翌月以降に繰り越すことはできません。
- ③ 幼稚園・私立認定こども園の2歳児は、利用時間の上限はありません。

## ◆利用料金 無料（給食費等を含む）

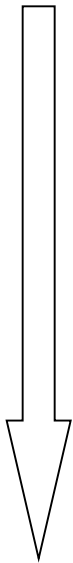
- ① 足立区民は区内・区外の施設を問わず利用料は無料です。ただし、別途費用が発生する場合があります。
- ② 無料の対象は足立区民のみです。足立区外在住の方は、P6をご参照ください。
- ③ 利用者は利用施設で利用料の支払いは不要です。ただし別途徴収の費用については、窓口払いが発生する場合があります。
- ④ 利用資格が無い方が利用した場合（保育所等に通園開始した方等）、利用料に加え事業者の運営費相当額の請求を利用者に行う場合があります。

## ◆利用方法 定期利用（利用施設を1施設に限定）

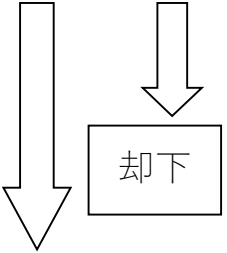
- ① 保育者とお子さんの関係構築が期待されることから、定期利用としています。継続して、一定期間ご利用ください。
- ② 利用できる時間帯や曜日は、施設によって異なります。
- ③ 利用できる施設は1施設のみです。同時に複数施設利用することはできません。
- ④ 余裕活用型で実施している施設（小規模保育、保育ママ等）を利用する場合、施設定員に空きがなくなった際は、本制度をご利用いただけなくなります。引き続き、本制度の利用を希望する場合は、他の施設へお申し込みください。

## ◆利用までの流れ

利用登録申請

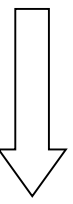


認定審査

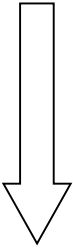


却下

認定



施設検索



### ① 利用登録申請

ア 利用希望の方は、足立区オンライン申請システムまたは保育・入園課窓口で、利用登録申請をしてください。

～利用登録（足立区オンライン申請システム）はこちらから～  
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-unei/daretsulink.html>



※ 利用登録申請書（紙）は、保育・入園課（区役所中央館3階）でも配布しておりますので、作成のうえご提出ください。

イ 区外在住の方は、お住まいの区市町村で利用登録申請をしてください。

ウ 出生届を出されているお子さんであれば、申請は可能です。ただし、利用は0歳6ヵ月を迎えた日から可能になります。

### ② 利用者の認定審査

ア 足立区が認定した方に、アカウント発行完了メールをお送りします。

” info@mail.cfa-daretsu.go.jp ”からのメールを受信できるように設定をしてください。

イ 利用登録申請から認定までに、10営業日程度お時間をいただきます。

ウ 認定され次第、全国（一部自治体を除く）で使用される『総合支援システム』の利用が可能となります。アカウント発行完了メールに記載のアドレスから、ログインをしてください。

エ 却下になった場合は、書面でお知らせします。

### ③ 施設の検索

ア 総合支援システム、または足立区ホームページで、実施施設を検索できます。

イ 受入可能な日時や年齢は、施設によって異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

～実施施設はこちらから～  
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-unei/daredemo-riyousya1.html>



面談予約

④ 事前面談予約

ご利用前に利用を希望する施設との事前面談が必要です。

※ 複数施設の面談予約を同時に行うことは可能ですが、一度に利用できる施設は1施設のみです。

ア 区立（直営）保育施設を利用したい場合

- ・区立（直営）保育施設は年度を前期/後期に分けて実施します。
- ・足立区オンライン申請システムまたは保育・入園課（区役所中央館3階）で面談申請をしてください。
- ・面談申請にあたっては、認定証に記載の認定番号が必要です。認定証は総合支援システムで確認ください。
- ・区立保育施設のこども誰でも通園制度については、下記 HP をご参照ください。

～区立保育施設の詳細はこちらから～

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-unei/20260209.html>



イ 区立（直営）保育施設以外の施設を利用したい場合

利用希望の施設に電話をし、事前面談の予約を行ってください。

ウ 区外の施設を利用したい場合

利用希望の施設がある区市町村に問い合わせください。

事前面談  
利用予約

⑤ 事前面談

ア 事前面談の際には、認定証（総合支援システムにログインして確認します）、母子手帳、そのほか施設が指定する物を持参してください。

イ 事前面談では、施設からお子さんの状況等を確認させていただきますので、お子さんを連れて面談にお越しください。また、アレルギーや発達状況についても聴き取りをさせていただきます。

ウ 施設との事前面談で初回の利用日等を決めてください。総合支援システムへの毎月の利用予約は施設が行うため、利用者の方は入力する必要はありません。

利用開始

⑥ 利用開始

事前面談時に決めた日程に従い、利用を開始してください。



## ◆キャンセルについて

より多くのお子さんにご利用いただくため、足立区では次のとおりキャンセル規定を定めています。

〈対象範囲〉

1 実施施設と利用者間で、利用予約が完了した時点から、本キャンセル規定の対象となります。

〈基本的事項〉

2 お子さまの体調不良等、やむを得ない場合を除き、利用日直前の予約内容の変更やキャンセルは、他の利用者や実施施設の迷惑となるため、ご遠慮ください。

3 やむを得ない理由で予約内容の変更やキャンセルする場合は、可能な限り速やかに実施施設へご連絡ください。

4 度重なる無断キャンセルや予約内容の変更があった場合、実施施設の判断により、その後のご利用をお断りすることがあります。

〈キャンセルの取扱期限〉

5 キャンセル時の利用料等の取扱いは以下のとおりです。

	前日※①までのキャンセル	当日※②のキャンセル
利用料	発生しない	
利用時間	減算しない	予約時間分を減算

※① 前日は施設の開園日を基準とし、午後 11 時 59 分までを前日として扱います。

※② 利用しないことが判明次第、必ず施設へご連絡ください。連絡が無い場合は、上記「当日のキャンセル」として取扱います。

〈利用時間の算定方法〉

6 利用時間は、利用開始予定時刻から利用終了予定時刻までの間で計算を行います。

7 お迎えが予定時刻より遅れた場合、5 分程度で利用時間を 30 分単位で繰り上げ、実際のお迎え時間までに要した時間を利用時間と見なします。

# 【こども誰でも通園制度の詳細について】

## 1 制度の目的について

こども誰でも通園制度は令和 8 年度から全国で一斉に開始される「子どものための通園制度」です。お子さんの健やかな成長を促すことを目的として、「一つの施設を継続して利用する」等の足立区独自のルールを設けておりますので、ご理解をお願いします。

## 2 ご利用には利用認定が必要です

- (1) 利用にあたっては、利用対象者の確認をするため足立区で審査（認定）を行います。足立区オンライン申請システム等から利用登録申請をしてください。
- (2) 利用認定が降りるまでに一定期間（10営業日程度）のお時間を頂戴します。利用希望日前までに利用認定ができるように、余裕をもって申請をしてください。
- (3) 利用認定証に記載の項目（お名前、ご住所等）に**変更が生じた際には速やかに、下記の足立区オンライン申請から変更内容を申請して頂くか、区役所（保育・入園課 入園第一～三係）までご連絡**ください。区外にお引越される場合や保育所等の入所が決定した場合も同様です。

～足立区こども誰でも通園制度オンライン申請リンク集はこちらから～  
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-unei/daretsulink.html>



- (4) 利用登録申請にあたっては、申請者世帯に応じて証明書等が必要な場合があります。お子さんに適切な保育を提供するため、下記の内容に該当する場合は、必要書類をご提出ください。

内容	必要な書類
生活保護世帯	生活保護受給者証明書
障がいのあるお子様	障害者手帳、医師の診断書など
医療的ケアが必要なお子様	医師の指示書、医療的ケアの必要性があることがわかるもの

## 3 利用認定後は総合支援システムを活用して頂きます

- (1) 「総合支援システム」は、こども家庭庁が運用するシステムで、本システムを通じて入退室の管理や利用のキャンセル等ができます。
- (2) 区の審査が終了すると、総合支援システムアカウント発行完了のメールが届きます。アカウントが発行され次第、ログインをしてアカウント設定を行ってください。
- (3) 総合支援システム内に、お子さんの発育情報や緊急連絡先を登録できます。ただし、この項目を活用するかは、実施施設により異なりますので、利用時にご確認ください。

## 4 利用方法や利用形態は施設によって異なります

(1) 対象年齢や、開所時間・開所曜日及び実施方法※、給食提供の有無など、実施施設によって運営方法が異なります。詳細は各施設にお問合せください。

※ こども誰でも通園制度の実施方法は以下の形態があります。

一般型（専用室独立型）	一般型（在園児合同型）	余裕活用型
保育所等の在園児童とは別の部屋で、こども誰でも通園制度を利用します。 本制度専用の定員を設けています。	保育所等の在園児童と同じ部屋で、こども誰でも通園制度を利用します。 本制度専用の定員を設けています。	保育所等の定員の空きを利用した実施方法です。 <u>定員の空きが埋まった場合、利用の途中でであっても利用できなくなります。</u>
主に認可保育所や幼稚園で実施		主に小規模保育や保育ママで実施

(2) 余裕活用型の施設をご利用する場合、翌月の通常保育利用者が決定し、空き定員が埋まってしまうと、利用できなくなります。その場合は、施設職員からご連絡させていただきます。施設からの連絡後、別施設でこども誰でも通園制度を利用したい場合は、再度事前面談等の手続きが必要となります。別施設の利用は翌月1日からになります。

(3) 足立区では利用方法を「定期利用」としてしていますので、利用施設の変更は原則できません。やむを得ず変更せざるを得ない場合は、利用中の施設に利用中止を申し出たうえで、再度事前面談等の手続きが必要となります。

(4) 利用施設の変更は翌月以降可能です。別施設の事前面談等は、現在の施設の利用中止を申し出ている場合は可能ですが、別施設の利用開始日は翌月1日からになります。

## 5 足立区民が区外施設を利用する場合について

(1) 足立区民が区外施設を利用する際、利用料金は無料となりますが、それ以外の実費分に関してはご負担いただきます。

(2) 区外施設利用時の利用料無償化に関する手続きについては、区ホームページに掲載しています。

(3) 区外のこども誰でも通園制度を利用する場合、国の基準に従い利用時間は月10時間まで、利用対象年齢は0歳6か月～満3歳到達の前々日までです。

## 6 足立区民以外の方の足立区内施設利用について

(1) 利用開始前に住民票のある区市町村で利用認定の手続きが必要となります。

(2) 利用料金等がかかります。利用料金は各施設が定める金額となりますので、各施設へお問合せください。

(3) 利用可能時間は一律で1月あたり10時間までとなりますのでご注意ください。

(4) 利用対象年齢は国基準の0歳6か月～満3歳到達の前々日までです。

※ 定員数よりも利用希望者が多い場合、足立区民を優先とさせていただく場合があります。

## 7 こども誰でも通園制度を使わなくなった場合について

### (1) 引っ越しをするため、足立区内でこども誰でも通園制度を使わなくなる場合

- ① 利用中の施設にその旨を速やかに伝えてください。
- ② 足立区オンライン申請にて、こども誰でも通園制度登録者の転出申請を行ってください。
- ③ 個人情報の同意がされている場合、総合支援システム内にて転出処理を行います。この処理がされない場合、他区市町村で本制度を利用できない可能性があるためご注意ください。

～足立区こども誰でも通園制度オンライン申請リンク集はこちらから～  
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-unei/daretsulink.html>



### (2) 保育所や幼稚園等の入所が決まったため、こども誰でも通園制度を使わなくなる場合





- ① 通園が決まり次第、利用中の施設にその旨を速やかに伝えてください。
- ② 足立区オンライン申請にて、消滅申請を行ってください。
- ③ 保育所や幼稚園等に通り始めた月から、こども誰でも通園制度は利用できなくなります。慣らし保育期間中等であっても、利用できなくなるためご注意ください。

### (3) 3歳を迎えた年度末を超えたため、こども誰でも通園制度の利用対象から外れる場合

- ① 本制度は利用できなくなります。特に手続き等は必要ありません。
- ② 足立区こども誰でも通園制度の利用対象外年齢到達後、引き続き保育所や幼稚園等の利用を希望される場合は、足立区保育コンシェルジュにご相談ください。

## 8 他の関連制度について

足立区では一時的にお子さんを預かる制度として、以下の制度があります。こども誰でも通園制度と併用して利用が可能です。なお、これらの制度は足立区民を対象としています。

制度名	概要
一時保育 【事前登録制】	 保護者の通院、リフレッシュしたいとき等にご利用ください。 利用料：一人あたり1時間500円
子ども預かり・送迎等支援事業 【事前登録制】	 保護者宅または、子育てホームサポーター宅で一時的な預かりや保育施設等への送迎を行います。 利用料：平日の基本時間は一人あたり1時間500円 ほか、年間登録料(2,400円)が必要。
あだちファミリー・サポート・センター事業 【事前登録制】	 地域において子育てを支援したい提供会員と支援を受けたい利用会員を結びつけ、一時的な預かり保育施設等への送迎を行います。 利用料：平日の基本時間は一人あたり1時間500円
ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)	 一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。 補助対象上限時間：児童1人につき年度あたり144時間まで 利用料：1時間あたり最大2,500円・早朝深夜は3,500円

上記の制度はこども誰でも通園制度と異なり、**保護者の方のご事情等**(一時的に保育が必要な場合、例えば通院や冠婚葬祭等、理由は不問)に対応するための制度です。ベビーシッター利用支援事業を除き、利用可能時間の上限を設けておりません。詳細は区ホームページをご覧ください。

## 9 各種お問合せ先

問い合わせ内容	問い合わせ先
利用に関する相談	幼稚園・地域保育課 保育コンシェルジュ TEL：03-3880-5772 FAX：03-3880-5703
利用認定に関すること 認定の喪失に関すること	保育・入園課 入園第一～三係 TEL：03-3880-5263 FAX：03-3880-5703
区立保育施設（直営）の利用申請に関すること	保育・入園課 保育調整係 TEL：03-3880-5872 FAX：03-3880-5662
利用の予約に関すること	各施設に直接お問い合わせください。

## 10 利用に伴うQ&A

### Q1 一時保育とこども誰でも通園制度の違いとは？

	こども誰でも通園制度	一時保育
目的	<u>子どもの成長がメインの目的です。</u> 定期的に、集団の中で過ごすことで、お子さんの健やかな成長を促すことを目的としています。 (利用者のリフレッシュ自体は否定していません)	<u>保護者の方のご事情等に対応することがメインの目的です。</u> 通院や冠婚葬祭、保護者のリフレッシュのため等、主に保護者のための制度になっています。
対象者	0歳6か月～満3歳到達後の最初の3月31日までの未就園児	足立区内の0歳～満6歳到達後の最初の3月31日までの未就園児
利用時間	月に10時間 (ただし、幼稚園及び私立認定こども園の2歳児クラスのみ10時間以上利用可能です)	特に制限はありませんが、施設により異なります
利用料	無料	1時間500円
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>区に予め利用認定申請が必要</li> <li><u>毎月定期的に同じ施設に通園</u> (一施設のみ利用可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接施設に登録</li> <li><u>保護者が必要なときに利用</u> (複数施設利用可能)</li> </ul>

## Q2 一時保育を定期的にご利用するなら、本制度と変わらないのではないかと？

A 結果としては変わりませんが、こども誰でも通園制度の場合、月10時間までは無料で利用できることや、同一施設でのみの実施、毎回利用予約を取らずに月ごとに事業者と相談するなどの違いが考えられます。

## Q3 余裕活用型の施設を利用しているが、通常保育の定員が埋まって使えなくなったらどうすればいいか？

A 利用できなくなった場合は、別施設でこども誰でも通園制度の利用申し込みをして頂く事が考えられます。なお、有料にはなりますが一時保育を利用して頂くことで同じ施設を継続利用する事も可能です（一時保育とこども誰でも通園制度を両方実施している施設に限ります）。一時保育も定員が限られているため、利用希望の際は施設にご相談ください。

## Q4 余裕活用型で通常保育定員が埋まったらこども誰でも通園制度は実施できなくなるが、なぜ一時保育は実施できるのか？

A こども誰でも通園制度は条例で定員を決める事が義務付けられているため、決められた定員以上を受けることができません。ただし、一時保育については通常保育の児童が休んでいる日でも受入可能な制度となっているため、例えば週に4日利用する児童がいた場合、空いている1日は一時保育をして良いことになっています。  
また、一時保育専用のスペースを確保している施設もございます。

## Q5 こども誰でも通園制度の時間を使い切ってしまったが、もっと預けたい場合はどうすればいいか？

A こども誰でも通園制度は幼稚園及び私立認定こども園の2歳児クラスを除き月10時間と決まっているため、10時間以上は利用できません。こども誰でも通園制度を使い切った上でお預かりの希望がある際は、有料ではありますが、一時保育の利用をご検討ください。こども誰でも通園制度の通園先で一時保育を行っていない場合は、別の一時保育実施施設を利用しても問題ありません。

## Q6 通園予定の施設から親子通園を頼まれました。親子通園とは何ですか？

A こども誰でも通園制度は、子どもが通園先に慣れるまでの一定期間親子で通園し、施設で過ごすことを認めています。ただし親子通園を実施する施設と実施しない施設がありますので、事前面談の際に施設にご確認ください。  
なお、子どもの成長の観点から、施設には親子通園が長期間にならない事をお願いしています。